

平成 23 年 5 月 11 日

各 位

会社名 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 増田宗昭
(コード番号 4756 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 CFO 粕谷進一
(TEL.03-6800-4467)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 11 日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、当社による全部取得条項付普通株式（下記「I.1 (1) ②」において定義いたします。）の取得及び株券発行に係る定款一部変更について、平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本定時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社の非公開化のための定款一部変更の件

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成23年3月23日付当社プレスリリース「株式会社MMホールディングスによる当社普通株式等に対する公開買付け結果に関するお知らせ」及び「親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、当社の代表取締役社長兼CEOである増田宗昭氏がその発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役社長を務める株式会社MMホールディングス（以下「MMホールディングス」といいます。）は、平成23年2月4日から当社普通株式及び当社新株予約権の全て（但し、増田宗昭氏が所有する当社普通株式及び当社の自己株式を除きます。）を対象とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成23年3月22日に終了しております。本公開買付けの結果、MMホールディングスは、平成23年3月29日（本公開買付けの決済開始日）付で当社普通株式102,241,365株（平成23年3月31日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合は53.93%）、新株予約権10個（目的となる普通株式の数の合計1,000株）を所有するに至っております。また、MMホールディングスの代表取締役社長である増田宗昭氏は、当社普通株式77,307,000株（平成23年3月31日現在における当社の総株主の議決権の数

に対する割合は40.78%)及び新株予約権2,180個(目的となる普通株式の数の合計232,000株)を所有しております。

MMホールディングスは、同社の代表取締役社長及び当社の代表取締役社長兼CEOである増田宗昭氏により、公開買付けを通じて当社の普通株式を取得及び所有することを主たる目的として、平成22年12月28日に設立されました。平成23年2月3日付MMホールディングスのプレスリリース「カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、MMホールディングスは、当社の経営環境に対する厳しい認識の下、当社を非公開化することこそが、上場維持に伴う様々なコストを削減すると同時に、増田宗昭氏以外の当社の株主の皆様に対して上記の事業再構築に係るリスク負担を回避し、激化する競合他社との競争に負けない競争力を強化し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実践するために最も有効な手段であるという結論に至ったとのことです。

当社としましても、平成23年2月3日付当社プレスリリース「MBOの実施及び当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社KPMG FAS及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言や、当社の社外監査役2名(うち1名は弁護士)及び監査役1名から構成される諮問機関である独立委員会からの答申等を踏まえ、当社が置かれている事業環境及び経営状況等を総合的に考慮して、当該提案を慎重に検討した結果、経営資源の選択と集中を図りながら経営戦略を実践し、抜本的かつ機動的な事業の再構築を行うことは、当社取締役会が認識する当社の経営の現状と課題、及びそれに関する対応方針と一致し、当社の中長期的な企業価値を向上させるものであり、また、上記事業の再構築の実行に伴い短期的に生じ得る売上げ規模の縮小や利益水準の低下及びキャッシュ・フローの悪化等のリスクを株主の皆様が負担することを回避することを可能とし、さらに、事業の再構築の過程で生じ得る少数株主との間の利益相反を回避することも可能とするため、MMホールディングスがマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として本公開買付けを行い、株主の皆様に対し所有株式を一定の合理的な条件で売却する機会を確保しつつ当社を非公開化することは、当社にとっても、また、当社の株主の皆様にとっても適切であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、当社本定時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、上記非公開化に必要な以下の①から③の方法(以下、総称して「本非公開化手続」といいます。)を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記(2)に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをい

います。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を12,884,500分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を12,884,500分の1株の割合をもって交付いたします。なお、MMホールディングス及び増田宗昭氏以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

当社は、A種種類株式を全部取得条項付普通株式の対価として交付したことにより生じるA種種類株式の1株未満の端数につき、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てMMホールディングスに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に600円(本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件-1」は、本非公開化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更は、原案どおり承認可決された時点でその効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、757,362,240株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>757,362,240株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は、757,362,140株、第6条の2に定める株式(以下「A種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は、100株とする。</u></p> <p>(A種類株式) <u>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は、<u>100株とし、A種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(種類株主総会) <u>第17条の2 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げました本非公開化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる A 種種類株式を 12,884,500 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものいたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成23年7月27日といたします。

（下線は変更部分を示します。）

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(全部取得条項)</p> <p><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を12,884,500分の1株の割合をもって交付する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 本定款第6条の3の規定は、平成23年7月27日をもって効力を生じるものとし、同日付をもって本条を削除するものとする。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げましたとおり、当社としては、当社を非公開化することは、当社にとっても、また、当社の株主の皆様にとっても適切であると判断いたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げました本非公開化手続のうち③を実施するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき設けられる A 種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされる A 種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 12,884,500 分の 1 株の割合をもって交付するものといたします。なお、当該交付がなされる A 種種類株式の数は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げましたとおり、MM ホールディングス及び増田宗昭氏以外の各株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て MM ホールディングスに対して当該 A 種種類株式を売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に 600 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記 (2) において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 12,884,500 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 23 年 7 月 27 日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において、「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本定時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」、及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年6月21日から平成23年7月21日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年7月22日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

III. 株券発行に係る定款一部変更の件

1. 変更の理由

「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」並びに本種類株主総会における議案が、いずれも原案どおり承認可決される結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、平成 23 年 7 月 22 日をもって上場廃止になる予定です。

「株券発行に係る定款一部変更の件」は、かかる上場廃止に伴い、会社法第 214 条に基づき当社の株式に係る株券を発行するため、株主総会の特別決議により「定款一部変更の件-2」に係る変更後の当社の定款の一部を変更して、当社が発行する全部の種類株式に係る株券を発行する旨の定めを設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「株券発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

また、「株券発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日は、平成 23 年 7 月

27日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) (新 設) (新 設)	第2章 株式 (発行可能株式総数及び株券の発行) 第6条 (「定款一部変更の件-1」による変更後の定款のとおり) <u>2. 当社は、株式に係る株券を発行するものとする。</u> 附 則 <u>第2条 本定款第6条第2項の規定は、平成23年7月27日をもって効力を生じるものとし、同日付をもって本条を削除するものとする。</u>

IV. 本非公開化手続の日程の概要 (予定)

本非公開化手続の日程の概要 (予定) は以下のとおりです。

本種類株主総会の基準日設定公告	平成23年3月15日 (火)
本定時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成23年3月31日 (木)
本定時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成23年5月11日 (水)
本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成23年6月21日 (火)
種類株式発行に係る定款一部変更 (「定款一部変更の件-1」) の効力発生日	平成23年6月21日 (火)
当社普通株式の東証一部における整理銘柄への指定	平成23年6月21日 (火)
当社普通株式の東証一部における売買最終日	平成23年7月21日 (木)
当社普通株式の東証一部における上場廃止日	平成23年7月22日 (金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成23年7月26日 (火)
全部取得条項に係る定款一部変更 (「定款一部変更の件-2」) の効力発生日	平成23年7月27日 (水)
全部取得条項付普通株式の取得日及びA種種類株式交付日	平成23年7月27日 (水)

V. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ. に記載の全部取得条項付普通株式の取得 (以下「本取得」といいます。) は、支配株主との取引等に該当しますが、当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引 (以下「本取引」といいます。) の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成23年2月3日付当社プレスリリース「MBOの実施及び当社株式等に対する公開

買付けに関する意見表明のお知らせ」の2. (3) 記載の各措置を講じております。

さらに、当社取締役会は、本取引の公正性を確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、平成 22 年 12 月 21 日開催の当社取締役会において独立委員会を設置し、その委員として、MM ホールディングス、増田宗昭氏及び当社から独立性を有する、尾上正二氏（当社常勤社外監査役。元・三井金属鉱業株式会社常勤監査役）、松木伸男氏（当社監査役。株式会社 MKS パートナーズ代表取締役社長）及び増田英次氏（当社社外監査役。増田パートナーズ法律事務所代表弁護士。なお、同氏と増田宗昭氏との間には血縁関係はございません。）の 3 名を選定するとともに、独立委員会に対して、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付け及び本非公開化手続の是非及び条件の妥当性につき検討の上、MM ホールディングスと交渉を行うこと、並びに当該交渉のために必要な情報を収集及び検討すること（当該情報収集及び検討のために合理的に必要な範囲で独自のアドバイザーを起用することを含みます。）に関する権限を付与し、また、当社取締役会に対する答申を行うことを委嘱することを決議いたしました。当社は、平成 23 年 2 月 3 日に独立委員会から、本公開買付けの目的、交渉過程の手続、対価の妥当性、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置、当社の将来の企業価値向上について検討した結果、MM ホールディングスが本公開買付けを含む本取引を実行することは、当社の将来の企業価値向上に資するものであり、また、本公開買付けの諸条件については妥当性及び適正性を有し、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断できると思料する旨の答申書入手しております。さらに、当社は、平成 23 年 5 月 11 日開催の取締役会においても、独立委員会から改めて、本取得の手続は、当社の少数株主の利益に配慮した手続であると評価できると考えられること、また、A 種種類株式の売却金額が本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格と同一の価格を基準として算定される意向であることからすれば、本取得を事実上強要するような威圧的買収とはいえないものと考えられることから、本取得を含む本取引を実行することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見の表明を受けております。

なお、本公開買付けの成立に伴い、平成 23 年 3 月 29 日付で MM ホールディングスは当社の支配株主となりました。本日現在、当社は、少数株主の保護の方策に関する指針については定めておりませんが、当社といたしましては、上記のような措置を講じていることから、本取引は、少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

また、本取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の代表取締役社長兼 CEO である増田宗昭氏は本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、平成 23 年 5 月 11 日開催の当社取締役会における本取引に関する議案の審議及び決議に参加しておりません。なお、上記取締役会における本取得に関する議案については、社外取締役を含む増田宗昭氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により決議しました。また、上記取締役会には、社外監査役を含む当社監査役全員が審議に参加し、参加した監査役全員が、取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

以上